



業務管理体制届出の 電子申請について

令和6年8月
いわき市 保健福祉部
介護保険課 長寿支援係

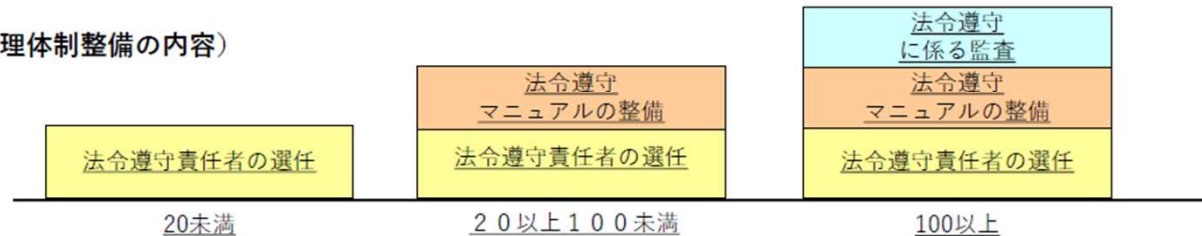
業務管理体制届出について

- 業務管理体制届出とは、平成20年介護保険法改正により、介護保険法に規定する法令遵守の義務の履行の確保のため、業務管理体制の整備が、介護サービス事業者に、義務付けられたものであり（介護保険法第115条の32）、また、その整備すべき内容は、事業者の規模（事業所数）によって定められており、事業展開地域に応じた行政機関に届け出なければならない。
- 令和3年4月1日より、介護保険法の一部が改正され、いわき市内にのみ所在する介護事業者については、業務管理体制の整備に係る届出書の届出先がいわき市となった。
- 令和5年度から、電子申請による受付が開始された。

参考：介護サービス事業者の業務管理体制の整備と届出について

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



指定又は許可を受けている事業所数
(みなし事業所(※1)を除く)

【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

出典：厚生労働省HPより

業務管理体制届出の電子申請の流れについて

- 本資料では、大まかな流れを説明します。詳しい操作方法などについては、厚生労働省のHPにマニュアル、関連通知等があります。

- 厚生労働省「介護サービス事業者の業務管理体制」のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

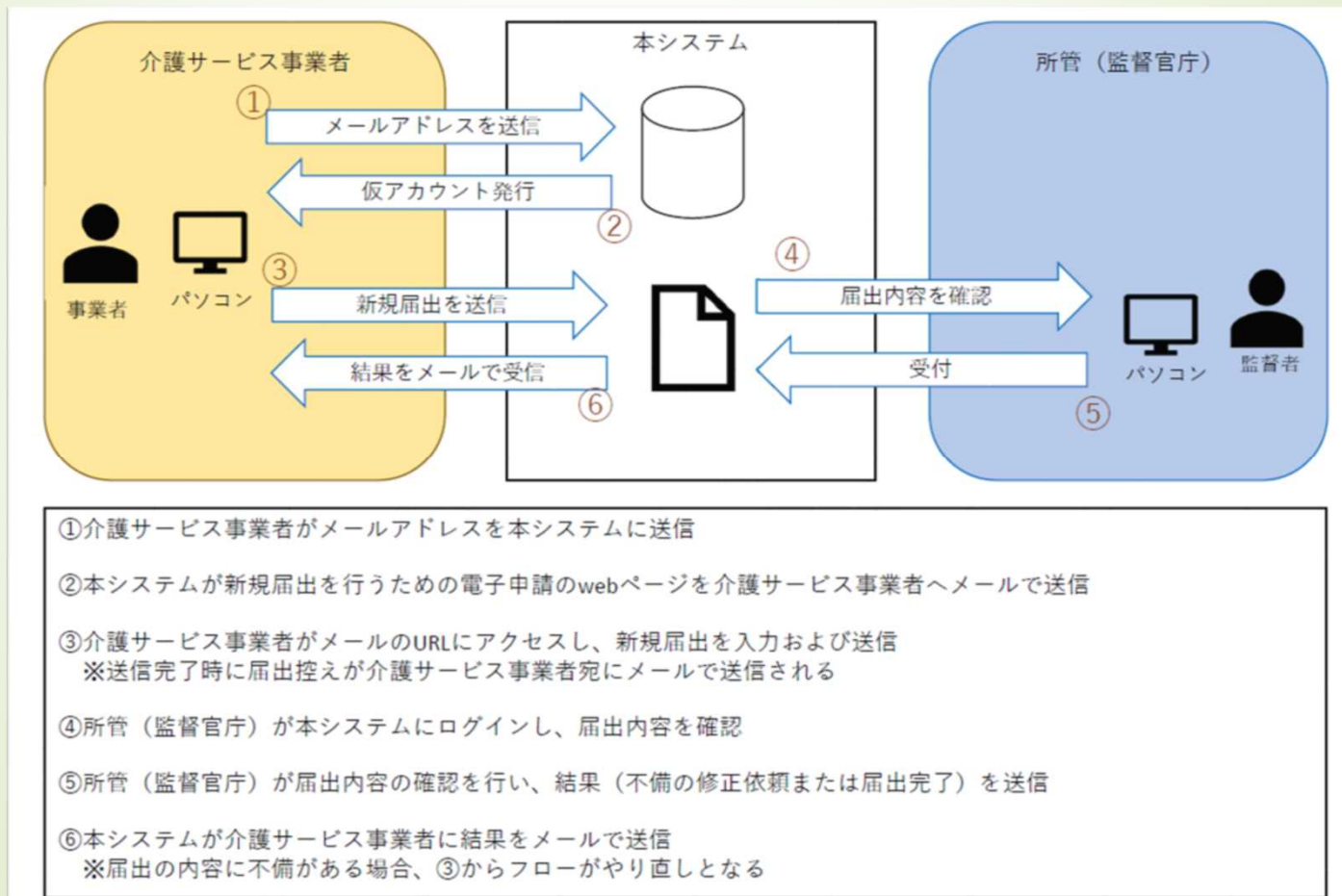
- 実際に電子申請を行う際は、こちらにアクセスしてください。

- 業務管理体制届出電子申請ページ

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

新規届出の流れについて

- 紙媒体での届出もしておらず、初めて業務管理体制を届け出る事業所はこの処理から行います。



業務管理体制届出電子申請ページについて（新規申請の場合）

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

1. 紙媒体等での届出はすでに行っており、届出事項に変更がある事業者

※Aから始まる事業者番号が必要です。事業者番号が不明の事業者の方は、提出した自治体へお問い合わせください。

※届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

2. 業務管理体制の届出を行ったことがなく、本システムで初めて届出を行う事業者（新規届出の場合）

[パスワードを忘れた事業者の方](#)

【事業者の方へのお知らせ】

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① | 運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。
電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。 |
| ② | お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。
ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。 |
| ③ | 操作方法については操作マニュアルをご確認ください。
操作マニュアルのダウンロードは こちら |
| 業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、 | |

①新規情報の登録

※操作マニュアルの
ページはこちら

②連絡先メールアドレスを入力

業務管理体制の整備に関する届出システム

新規届出入力

介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。

本システムでは連絡にメールを使用します。

まずはじめに、連絡先メールアドレスを入力してください。

新規届出		
連絡先（必須）	メールアドレス	
	メールアドレス（再入力）	

メール送信

戻る

③届いたメールに記載されているURLにアクセスし、
必須事項を入力すれば届出は完了となります。

業務管理体制の整備に関する届出システム

新規届出入力

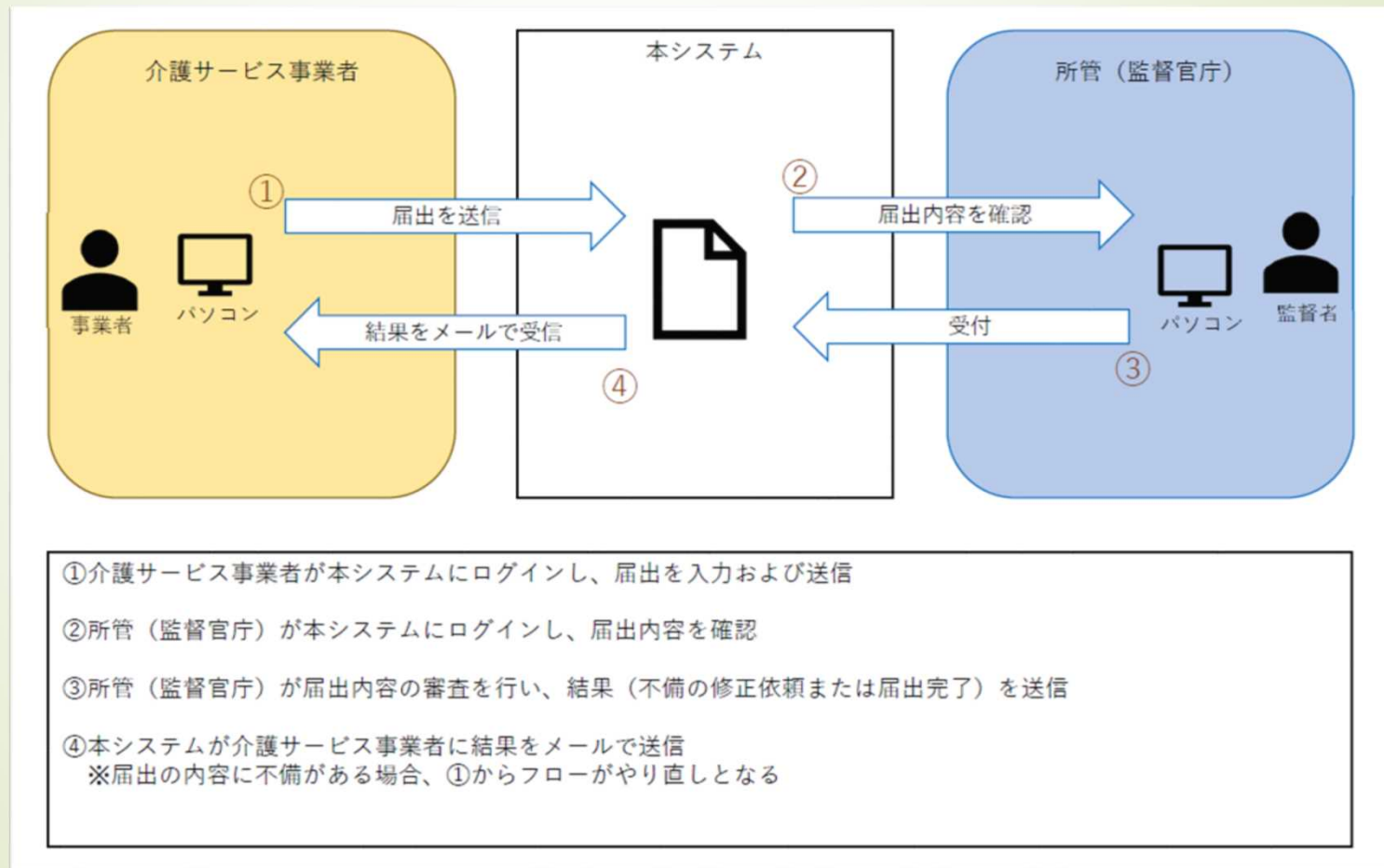
介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。

届出先?	☐ 本省	厚生労働省（本省）▼
	☐ 都道府県	▼
	☐ 市区町村	▼ ▼

新規届出					
事業者	名称	名称（フリガナ）（必須）			
		名称（漢字）（必須）			
	主たる事務所の所在地	郵便番号（必須）	〒	-	
		住所（必須）			
		ビル名称			
		電話番号（必須）	-	-	
		FAX番号	-	-	
	法人の種別（必須）		▼		
	代表者	氏名（フリガナ）（必須）			
		氏名（漢字）（必須）			
		職名（必須）			
		生年月日（必須）	令和 ▼	年	月
	代表者の住所	郵便番号（必須）	〒	-	
住所（必須）					

届出事項変更の流れについて

- 紙媒体で届出済だが、初めて電子申請で業務管理体制を届け出る事業所はこの処理から行います。



業務管理体制届出電子申請ページについて（届出事項変更の場合）

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	
ログイン	

① ユーザーID、パスワードを発行

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

1. 紙媒体等での届出はすでに行っており、届出事項に変更がある事業者

※Aから始まる事業者番号が必要です。事業者番号が不明の事業者の方は、提出した自治体へお問い合わせください。

※届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

2. 業務管理体制の届出を行ったことがなく、本システムで初めて届出を行う事業者（新規届出の場合）

[パスワードを忘れた事業者の方](#)

【事業者の方へのお知らせ】	
①	運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。 電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
②	お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。 ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。
③	操作方法については操作マニュアルをご確認ください。 操作マニュアルのダウンロードは こちら
業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、	

※操作マニュアルの
ページはこちら

業務管理体制の整備に関する届出システム

介護サービス事業者ユーザアカウント発行

登録内容を入力し、確認ボタンをクリックしてください。

事業者（法人）番号（ユーザID）（必須）		A
パスワード		※システムで自動的に決定されます。
事業者（法人）名称		※入力された事業者（法人）番号を元に、システムで自動的に決定されます。
連絡先	所属（必須）	
	フリガナ（必須）	
	氏名（必須）	
メールアドレス（必須）		
メールアドレス（確認用）（必須）		
電話番号（必須）		- -

確認

戻る

②必須事項を入力

入力したメールアドレスに
「ユーザーID」
「パスワード」が届きます。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

③ ユーザーID、パスワードを入力してログイン

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

1. 紙媒体等での届出はすでに行っており、届出事項に変更がある事業者

※Aから始まる事業者番号が必要です。事業者番号が不明の事業者の方は、提出した自治体へお問い合わせください。

※届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

2. 業務管理体制の届出を行ったことがなく、本システムで初めて届出を行う事業者（新規届出の場合）

パスワードを忘れた事業者の方

【事業者の方へのお知らせ】	
①	運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。 電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
②	お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。 ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。
③	操作方法については操作マニュアルをご確認ください。 操作マニュアルのダウンロードは こちら
業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、	

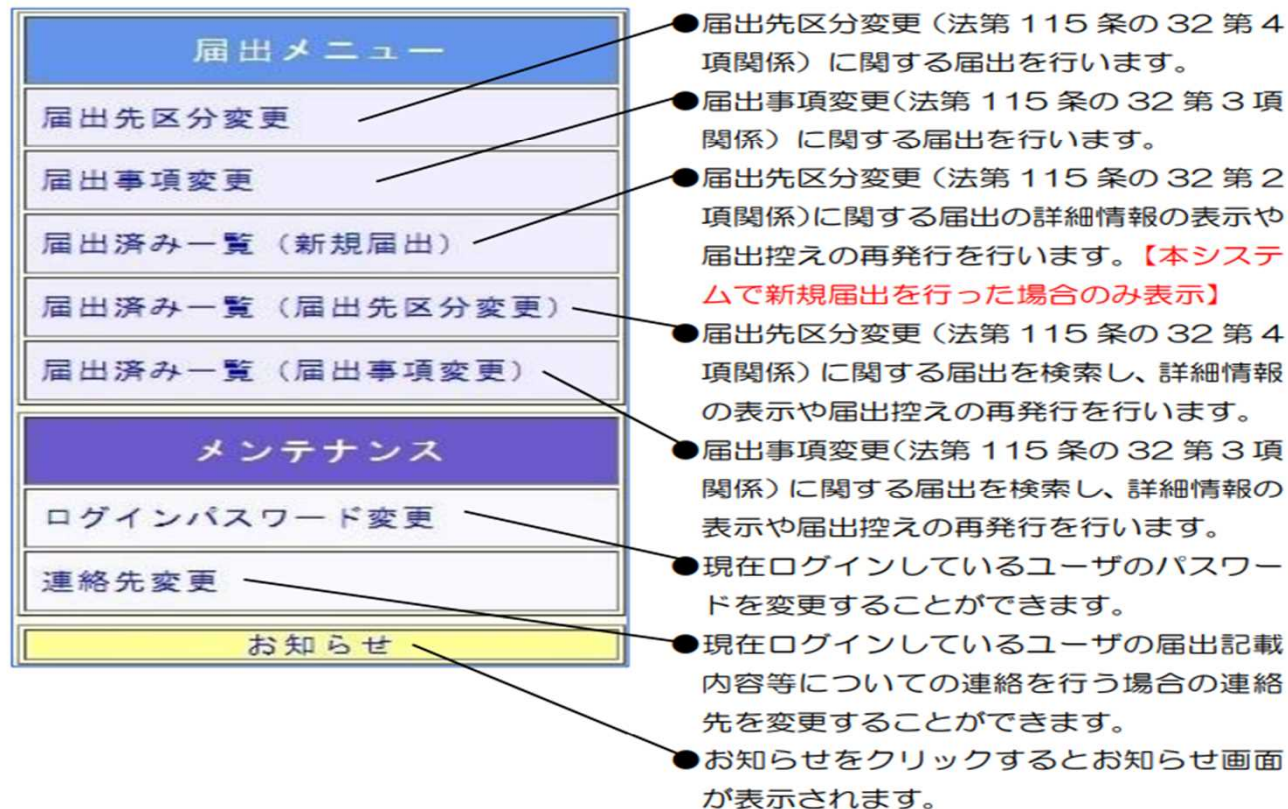
ログイン後の届出の入力に係る詳細はマニュアルに従ってください。

https://www.laicomea.org/laicomea/information/manual_HOJIN.pdf

業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）

2章

(1) メニュー画面左側のメニューバーにあるリンクをクリックすると、それぞれの機能を呼び出すことができます。以下の機能があります。



いわき市 介護保険課からの依頼事項について

- 今後は原則、電子申請での処理をお願いします。
- Aから始まる業務管理体制番号（事業者(法人)番号）の通知は紛失しないよう大切に保管してください。業務管理体制番号不明な場合はご連絡ください。お調べします。
- その他不明点は、いわき市 介護保険課 長寿支援係へお問い合わせください。（☎0246-22-7467）